

第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）の概要

基本的な方針(重点事項)

<重点事項>
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

国民の健康の視点

連携

<重点事項>
持続可能な食を支える食育の推進

社会・環境・文化の視点

<横断的な重点事項> 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

横断的な視点

・ これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

食育推進の目標

- ・ 栄養バランスに配慮した食生活の実践
- ・ 学校給食での地場産物を活用した取組等の増加
- ・ 産地や生産者への意識
- ・ 環境に配慮した農林水産物・食品の選択
- 等

推進する内容

1. 家庭における食育の推進：
 - ・ 乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
 - ・ 在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進：
 - ・ 栄養教諭の一層の配置促進
 - ・ 学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進：
 - ・ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - ・ 地域における共食の推進
 - ・ 日本型食生活の実践の推進
 - ・ 貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開：食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：
 - ・ 農林漁業体験や地産地消の推進
 - ・ 持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
 - ・ 食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等：
 - ・ 中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
 - ・ 学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：
 - ・ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
 - ・ 食品表示の理解促進

施策の推進に必要な事項

- ①多様な関係者の連携・協働の強化、②地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進 等

食育基本法

- 食は命の源。食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付け。
- 「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進。
- 食育推進会議(会長:農林水産大臣)において食育推進基本計画を策定(平成18・23・28年)
- 地方公共団体には、国の計画を基本として都道府県・市町村の食育推進計画を作成する努力義務

<食をめぐる現状・課題>

- ・ 生活習慣病の予防
- ・ 高齢化、健康寿命の延伸
- ・ 成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養
- ・ 世帯構造や暮らしの変化
- ・ 農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・ 総合食料自給率（カロリー）38%(令和元年度)
- ・ 地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・ 食品ロス（推計）612万トン(平成29年度)
- ・ 地域の伝統的な食文化が失われていくことへの危惧
- ・ 新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・ 社会のデジタル化
- ・ 持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント